時事新報定價
時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず其代價送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇年前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
〇一箇年前金六圓
〇時事新報社より直接に郵便にて遠送スルモノニ限リ右定價の外二箇月二十六錢ノ遠送料を申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰		一行二付一日限	一行二付二日以上六日迄	一行二付七日以上十五日迄	一行二付十六日以上
百一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛	
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘	

時事新報

大名華族歸住の必要

大名華族が其舊藩の地に歸住するの得策たることは吾輩の宿論にして或い日本經濟の爲めに利ありと云ひ或い社會交際の爲めに便なりと云ひ時としては又華族自家の便利に訴へて其歸住を勸め藩地に在る上い學校を立つるもよし病院を設くるもよし農工の業を企てゝい奮領士民の保護ともなり漫ま政治に喙と容るゝい面白からざれども國會開設の曉に席と上院に占めんとの念もあらば猶更地方に住居して民間實地の情況を知らざる可らずなど大名歸住の事に就ては折に觸れて屢々論出しつゝ今に至り益々前言の理あるを信ずると同時ま特に世ま華族諸君の注意を求めたきものあり他なし速に歸住の策を決して祖先傳來の財産と守るの一事是なり

無き財産と作るい勉強なれども既に有る財産を守るには只節儉の一法あるのみ節儉より奢侈にするは易し奢侈より節儉に移るは難し其難易の差は山と上ると下るの相違あるものにして殊ま大名華族の如き世襲素封の富を有する人が心事を轉じて節儉に移らんとするは自から作りたる財産を守るよりも一層の困難を感ずべ死ことならん之に加ふるに其相交はる所は何れも己れと同樣の風に養はれたるものなれば往來に庭園車馬れ觀と張り出入に金衣玉食の美と戯ひ一體の風潮逃るゝに遂あく遂には所謂交際倒れの厄運に陷りたるもの其先例珍しからず事情此の如くにして車擁茲聲の都會に居り猶は失墜の患を免れんとするは甚ず憑念の至りなれば今の大名華族の爲に謀り天晴世襲の財産を全ふして祖先に恥ぢず家聲を墮さゝらんと欲すれば只其舊藩地に歸住して神妙ま富を守るの外なしと思はるゝあり

田舍い萬事不便なれども其不便こそ財産と守るに最も便なる道にして今我輩の大名華族に歸住を勸ひるの意も亦此外に出づ可らず第一目今學校に在る子弟の業を卒るゝ或は半途にして丁年に達すれば血氣壯なる年少と云ひ性質は一體に優長温和の風ま以て意馬心猿得て奔逸し易く綺羅と飾るの外に金錢と樂るもの甚しかるべし假令家門厳にして融通の道なきに苦むとも惡友此慢ま乘じて奇貨を釣らんとし辨佞言を巧にして内交漸く親密に亘り金を欲すれば金を貸し酒を好めば酒を進め花街柳巷家内甚だ明にして若殿の所望は心の欲する所に從て得べからざるものなし然るに世間の外聞漸く内に聞えて家庭の心配と爲り親族故老相談の上嚴しく譴責を命ぜて外出も自由ならざるに至れば義に親友い難して負債の催促人と爲り一片の借用證文若庄人の實印ゐると如何せん身代限に至るまでは言ふ甘ま～に據はざるを得ず其紆計誤に陥ひ可きなれども認ゝたる大都會の風潮、勢を注に得ざるは勿論、偖然たる士君子の顔色と裝ひながら華族子弟の遊蕩を誘ふの例は毎度我輩が耳に聞る所なり又ろの女子い如何にと云ふに平素既に已に衣裳髢飾の費用多死其上に世の流行として洋服の沙汰も捨置き難く春夏秋冬ろの好尚思～にして靴の新樣、帽子腕輪の飾、一粒のダイヤモンドは中人百家の產も曾ならず夜會の興、觀花の宴、一擧一動金錢を要せざるはなし左れば女子の好事既に家計の重任ふ已んや年少男子の血氣、一朝產と傾くるの不幸あるり況

に於ては覆水再び收む可らず永久零落の淵に沈んで復た天日を見ざるま至る可し甚ず恐る可死にならずや人或は云はん華族の家には必ず舊臣の中より撰ばれて家令家扶たる者ありて其主家を思ふの心は尋常一樣の雇人にあらず能く世襲財産の保持と全ふして失墜れ恐なるべしと賊に道理ある言の如し我輩とても強ち家令家扶と疑ふものには非ざれども今の令扶は百年の身にあらず今後平均二十年を出でずして死亡するか然らざるも老朽事を視るまと能はざるや必然の數あま令扶死し主公も亦新ならんには假令へ舊主從たりとも變方共に二代目の關係にして初代は主家柱石の老臣なましも其柱石能く第二世に傳へて動くことなかる可じや我輩は敢て保證せざる所なり既に今日に於ても華族が舊臣外に令扶を撰んで家を破またるもれわま其令扶必ずしも惡物ならざるも主從の緣故薄きま爲めに自然に釀したる災害ならんのを左れば二代目に至れば舊主從の緣故必ず薄かる可しと判定したる上は他人は一切恃むに足らず苟も祖先傳來の遺產と全ふせんとするには早く大都會の繁華囂塵と避け獨ま靜に謀を爲すの外あるまらず即ち田舍住居の止む可らざる所以なり語と寄そ都下の大名華族、諸君の財産厚くして金衣玉食自在なりと雖も君の一身の働と以て得たるものにはあらざる可し假令へ或は官に職を奉じて俸給なと得る者もあらんと雖も君の家にて君の爲めに費しゝる財は實に莫大なる高なり即ち家は君の家にあらずして祖先の家なり今にして此家の禍福に係る問題とわらば之と等閑に附そるの道理はなかる可し祖宗に對するの孝行とは正に此邊に存するものにして田舍住居の不自由なとい日外そるの邊なかる可し

官報

〇告示第五號　一昨八日の本紙官報欄内に掲けたる司法省告示第五號第三行目二月とあるは三月の誤りなり

〇大藏省告示第四十一號

山形第八十一國立銀行米澤支店ノ儀本年四月一日ヨリ開業ノ旨告示及當候處依願本月二十日迄延期ス

明治廿一年四月九日　大藏大臣伯爵松方正義

〇辭令

休職被仰付

非職被仰付（以上四月七日海軍省）　海軍三等技師　遠村　容吉

海軍四等技師　鳥居　菊助

（大館出張）檢事　加藤　秀男

檢事補兼職中秋田縣平民片谷千代吉外一名貨幣僞造被告事件豫審終結言渡確定後護被告人ヲ百八十餘日滯獄セシメタル段過失ニ付罰俸二月（以上四月五日司法省）

〇傳染牛馬病　鳴根縣石見國安濃郡志學上山兩村に於て本年一月以降牛の炭疽熱に罹りて斃死せしとは曩に本欄に掲載したるか尚は其後の屆出に據れは昨年十一月中志學村に於て馬一頭炭疽熱に罹りて斃死爾來去月十四日まて兩村にて牛十六頭馬一頭同病に因り斃死せり本病の原因たる家畜管理の不完全なる飼舍及畜體の不潔等にあり然るに人民等其傳染病なるを覺らを病毒漸く勢を逞ふするに至り始めて警覺したるものなり然れとも該兩村は人家稀疎殊に隣村と若干の距離あるを以て其撲滅豫防に便と得目下延延の兆なしと」又秋田縣北秋田郡に於て去月三日馬一頭鼻疽病に罹れり又宮城縣馬の皮疽病は去月十一日より十七日まて柴田郡外七郡内に新患四十七頭名取郡外一郡内に舊患全治七頭靜岡縣は同十八日より廿四日まて駿東郡外一郡内に新患五頭田方郡外二郡内に舊患全治六頭栃木縣は同二十四日より三十一日まて下都賀郡に新患一頭舊患全治四頭神奈川縣は同十八日より二十日まて淘綾郡外一郡内に新患二頭又横濱港碇泊佛國郵船内に於て同十二日牡牛一頭炭疽熱に罹り即日斃死す此の牛は本船乘込人食料のため佛國より搭載せしものにて他に一頭繫留ありしか感染の模樣なしと右就も農商務省へ屆出てたり（農商務省）

〇大坂輸出米　大坂堂島米商會所に於て海外諸邦への輸出に適當なる米質に產地及種類其他輸出米に關する概況を調査せり即ち左の如し（大坂府）

海外諸國に向け多量ま輸出する米質は中國及九州の内長、防、肥後、筑前、豐前を以て第一とし備前、播磨、攝津、讃岐、安藝等を第二とし伊豫、伊勢、美濃、大和、河内、等を第三とす今第一より第三に至る產地及稻種を左に掲ぐ

第一
長門　大津郡　同　同　同